

福祉委員ハンドブック



社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会

もくじ

見守り活動にご協力ください	1
福祉委員の概要	2
福祉委員の役割	3
福祉委員の活動	4
ご近所福祉ネットワーク活動への協力	5
事例から見る見守りのポイント	6
1 高齢者の見守り	7
2 子どもの見守り	14
3 障がい者の見守り	18
活動の守秘義務、順守事項	21
鯖江市社会福祉協議会福祉委員設置要綱	24
困った時の連絡先	25

声かけ見守り活動

核家族やひとり暮らしの人の増加、少子高齢化、近所付き合いの希薄化などから、かつての地域社会だったら防げたかもしれないトラブルがあり、特に、ひとり暮らしの高齢者や孤立した家族、障がい者、外国人などが支援を必要としています。

助け合い



に

ご協力ください

悪徳商法
などの
被害にあう

自殺

孤独死
(孤立死)

虐待の増加

徘徊
(認知症)

災害時に
対応できない

これらのトラブルを少しでも防ぐために、福祉委員の皆さまにご協力いただきたいのが **見守り** 活動です。

福祉委員の概要

福祉委員は、人と人とのつながりを大切にし、「気がかりな人」への見守り活動を推進します。

「気がかりな人」の生活課題について、民生委員・児童委員、町内会、行政等と協働し、「困った時はお互い様」の住民の助け合いづくり（地域づくり）を進めます。

任命・委嘱は…

福祉委員は法律や条例にもとづくものではなく、地域福祉を住民が協力して自ら高めていこうとする任意活動です。福祉委員の委嘱は、鯖江市社会福祉協議会長と地区社会福祉協議会長が連名により行います。

手当・報酬は…

個人が受け取る手当・報酬はなく「地域の福祉ボランティア」です。

任期は…

2年とし、再任を妨げないこととしています。

受け持ち範囲は…

自分が住んでいる町内（概ね100世帯に一人を目安にしています。）

事故補償は…

活動中の事故に備えて、保険（傷害・損害補償）に加入しています。

福祉委員の役割

(1) 福祉問題の発見

気づく

(常日頃の見守り活動から、福祉問題を早期に発見)

(2) 福祉情報の伝達

つなげる

(福祉問題を発見した場合、民生委員・児童委員などへ速やかに連絡)

(3) 近隣の協力者の開拓

みつける

(見守り体制を推進するための近隣見守り支援者の開拓)

◎福祉委員の活動

活動1

町内ぐるみで気がかりな（心配な）人の見守り

活動2

ご近所福祉ネットワーク活動への協力

活動3

地区社会福祉協議会への参加等

福祉委員の活動

1 町内ぐるみで気がかりな人の見守り

気がかりな人を対象とした普段の見守り活動、必要に応じた困りごとの聞き取り、問題事例を発見した場合に、民生委員・児童委員に連絡してください。

町内で、福祉委員が民生委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者などの「気がかりな人」を見守ります。

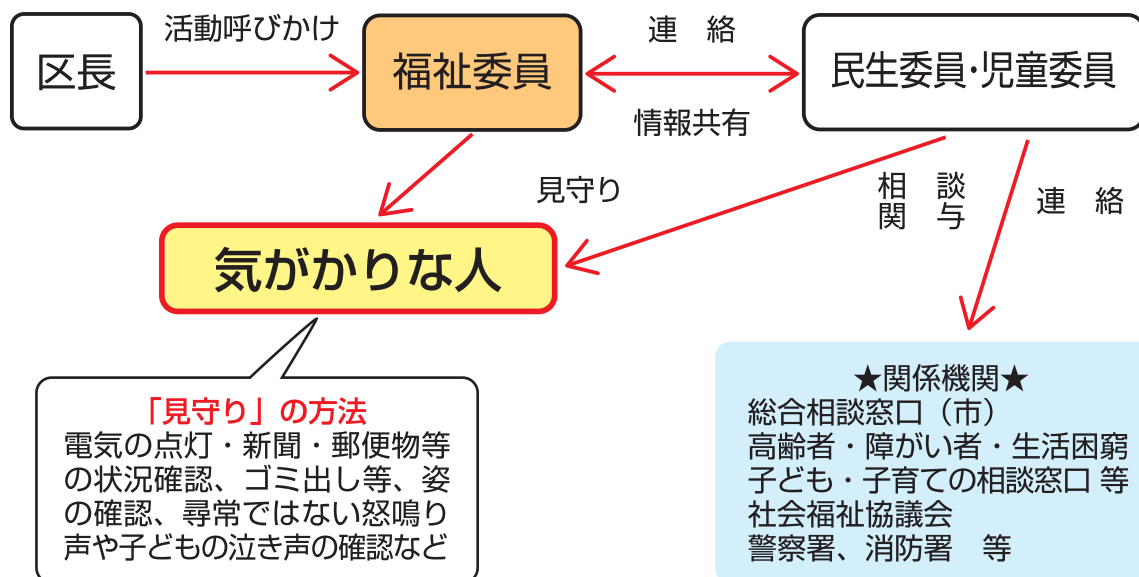
さりげない目配り・気配り・心配りを行います。

緊急連絡表などを作成し、気になる変化があれば民生委員・児童委員へ連絡します。

●気がかりな人とは…

ひとり暮らしの高齢者、障がい者、引きこもり、ひとり親家庭、外国籍の方、生活困窮者など

見守り体制イメージ図（例）



ご近所福祉ネットワーク活動への協力

私たちのまちでは、
こんなことが
起こっています！



- 核家族化、少子高齢化により地域や家族の状況が変化しています。
- 地域におけるつながりが希薄化しつつあります。
- 地域でしか発見できない問題が多くなっています。
- 社会福祉は、施設入所から在宅福祉中心へ変化しています。

「地域のつながり」が改めて注目されています！！

- 地域生活での多様なニーズに的確に対応するために、地域での助け合いや支え合いが必要になっています。
- 地域で安心・安全に暮らすためには、特にご近所との付き合いが重要になっています。



ご近所福祉ネットワーク活動

町内などの小地域で支援が必要な人をいち早く発見し、お互いが負担にならない範囲で声かけ、訪問、見守りなどの生活支援をする仕組みです。

★見守るポイント（7～21ページ参照）★

事例から見る

見守りの ポイント

地域には、特に注意を払っていただきたい人たちがいます。

高齢者、子ども、障がい者です。これらの人が単身だったり、本人や家族が孤立していたりすると、よりトラブルが生じやすくなります。

特徴的な事例から、それぞれの見守りポイントをご紹介します。

1

高齢者の見守り

少子高齢化が進化した現在の日本では、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が一般的になってきています。認知症や足腰が不自由な高齢者も少なくありません。

4人に1人が
高齢者



5世帯に1世帯が
高齢者のみ世帯



高齢者のみ世帯の
約半数がひとり暮らし



見守りで、病気やケガ、困りごとなど、高齢者のSOSに早めに気づくことが大切です。

こんな異変に注意しよう



郵便物が溜まっているなあ…

異 変 のサイン

- 訪問しても顔を出してくれない
- 最近顔色がよくない、痩せてきた
- 最近姿を見ない、行事に出てこない
- 郵便物や新聞が溜まっている
- 夜になっても明かりがつかない
昼になっても明かりがついている
- 窓、カーテン、天戸が開閉された様子がない
- 家や庭が荒れている、変なおいがする など

ひとり暮らしの不安

高齢者世帯の約半数がひとり暮らしです。ひとり暮らしの人は、普段から近所との付き合いが少ないことが多く、病気やケガ、熱中症などで助けが必要な状況に、周りの人が気づけない場合もあります。

買い物、食事、洗濯など、日常生活に不自由が生じている場合もあります。



助けてほしいけど…

さりげなく様子を見る



日常的に話す機会がある人はときどき「体調どうですか」など、軽くたずねてみるのもいいでしょう。

ただし、細かく聞きすぎると、高齢者が警戒してしまうことがあります。

もし日常生活が不自由そうな高齢者を見かけたら、市長寿福祉課、または地域包括支援（サブ）センターに相談してください。

認知症が疑われる



認知症のサイン

- 服装が不自然なまま外出している
- 庭の手入れがされなくなった
- 駅の改札やA T M、自動販売機などでマゴマゴしている
- 「物を盗まれた」と何度も言う
- 道で立ち止まったまま困っている、不自然に1人で歩いている（徘徊が疑われる） など

認知症とは

認知症とは、病気などが原因で脳の働きが悪くなり、さまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態を指します。

85歳以上の約半数、95歳以上の約8割は認知症にかかっている（H24現在）と考えられ、誰もがかかりうる病気として地域で支える必要があります。

■ こんなことが生じます

記憶障害

体験の全体を忘れる、同じことを繰り返す

理解力や判断力の低下

考えるスピードが遅くなる、いつもと違う出来事に対応できない、家電製品などうまく使えなくなる

見当識障害

時間や場所、人間関係がわからなくなる

精神症状

「物を盗まれた」などの妄想をもつ

さりげない支援を

認知症であっても、ひとりの人間として尊厳を持って接し、見守りましょう。徘徊しているようでしたら、家族や警察などに連絡を取り、安全を守りましょう。



虐待のおそれがある

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をする など



心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視をする など



介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

- 入浴させず臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- 室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させる など



経済的虐待

- 生活費を渡さない、使わせない
- 自宅等を本人に無断で売る
- 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する など



性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要する など



虐待のサイン

- 家の中から怒鳴り声がよく聞こえる
- 顔や腕などに不自然なあざがある
- 外出している姿を見かけない
- いつもお金をもっていない
- 落ち着きがない
- うつ状態や投げやりな態度が見られる など

高齢者虐待の現状

高齢者への虐待が起こる背景にはさまざまな要因がありますが、孤立した介護者が追い詰められてのケースが多く見られます。介護サービスなど周囲の支援につなげることが、虐待予防・防止のために大切です。

■ 高齢者虐待が起こりやすい状況



- ・ 高齢者に認知症がある
- ・ 介護の負担を1人で抱えている
- ・ 高齢者と単身の子どもだけ、夫婦のみなどの小規模家庭
- ・ 近所づきあいがなく、介護保険などのサポートを受けていない
- ・ 介護者にも病気や障がいがある

地域全体でささえる

介護保険や福祉サービス、地域の助け合いなどを上手に利用することで、虐待を防ぐことができます。

虐待の恐れがあったら、近くの市長寿福祉課、または、地域包括支援（サブ）センターの窓口へご相談ください。



2

子どもの見守り

大家族や地域の人が、親戚のように子どもに声をかけていた時代と異なり、子どもを取り巻く環境は周囲の大人の目が届きにくい現状にあります。

そのため、連れ去りやいたずら、虐待などの事件が残念ながら生じています。

近所に友達がいない



両親の帰宅が遅い



近所に祖父母などの親戚がいない



地域の見守りにより、子どもが危険に遭遇する機会を減らすことができます。

また、見守ることで子どものSOSに気づくことができます。

安全を守るために



危

険

のサイン

- 登下校時に危険な行為がみられる
- 日が暮れても外で遊んでいる
- 公園で見通しの悪い場所がある
- 人通りの少ない場所がある など

通りがかりに安全チェック

散歩や買い物などが、子どもの登下校時の時間にかかる場合は、通学路を通ることでパトロールになります。また、親子連れや小学生が訪れる場所であれば、近くを通りかかり、様子を見るだけでも、「人の目が届く安全な場所」になります。

虐待防止のために



虐待かなと思ったら…

児童相談所虐待対応ダイヤル

189 (イチハヤク)

虐待のサイン

- 顔や腕などに不自然なあざがある
- 笑顔がなく、表情に豊かさが無い
- 家の中から怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえる
- 衣服や身体が極端に不衛生である
- 食事やおやつをむさぼるように食べる
- 帰宅をうながしても、家に帰りたがらない
- ほかの子どもに対して乱暴な態度をとる
- 手を上に持っていくしぐさをすると異様におびえる
- 病気やけがについて受診を進めても病院へ行った気配がない など

子どもの虐待の現状

保護者や同居人による子どもへの虐待が深刻な問題になっています。

虐待は自分では止められない病気のようなものであり、地域が介入することが、子ども、そして加害者を守るためにも大切です。



虐待かどうかの判断は不要

虐待のおそれがある場合は、すぐに下記の専門機関へご相談・ご連絡ください。調査の結果、虐待でなかったとしても、知らせた人が責任に問われることはありません。

(連絡先)

市子育て支援課
県児童相談室



53-2224



0776-24-5138

※緊急の場合は警察へ

3

障がい者の見守り

障がい者とは、心身の機能に障がいがあり、日常生活や社会生活に大きな制限を受ける状況にある人を言います。

身体障がい

身体機能の一部に障がいがあり、日常生活に支障がある

知的障がい

脳を使う知的行動に支障がある

精神障がい

精神疾患などがあり、日常生活に支障がある

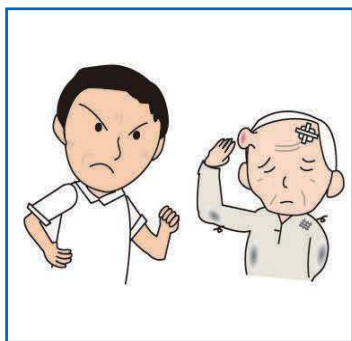
障がい者は、困ったことがあっても訴えることが苦手だったり、尊厳が軽視されやすかったりすることで、虐待などのトラブルに巻き込まれるケースが多くあります。

虐待のおそれがある



養護者による
障がい者虐待

- ・ 家族や同居する人による虐待のことです。



障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

- ・ 障がい者福祉施設等の職員による虐待です。



使用者による
障がい者虐待

- ・ 障がい者を雇っている事業主等による虐待のことです。

虐待のサイン

- 顔や腕などに不自然なあざがある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 家の中から怒鳴り声が聞こえる
- 外出している姿を見かけなくなった
- 最近顔色がよくない、痩せてきた
- お金がないと言うようになった など

障がい者虐待とは

高齢者や子どもだけでなく、障がい者への虐待も大きな社会問題になっています。

障がい者虐待は家族だけでなく利用している福祉施設や障がい者が働く事業所などでも起こっています。

障がい者虐待の具体例

身体的虐待

ケガを負わせる、なぐる・ける、やけどさせる、閉じ込める

性的虐待

性的行為や接触を強要する、わいせつな映像を見せる

心理的虐待

どなる、ののしる、悪口を言う、無視する、子ども扱いする

放棄・放置

食事や水分を与えない、入浴させない、排せつの介助をしない、病気やけがでも受診させない

経済的虐待

年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに財産を処分・運用する

本人に自覚がないことも

虐待があっても、している人、受けている人に自覚があるとは限りません。

障がいの特性から、自分のされていることが虐待だと認識していなかったり、あきらめていることもあります。

活動の守秘義務、順守事項

福祉委員活動は、ひとりひとりを見守り、支援する活動であるため、個人情報などを抜きにしては活動を進められません。個人情報の重要性を正しく理解し、対象者の個人情報を大切に取り扱い活動をすすめていきましょう。

◎活動を進めていく上でのルール

- ① 活動中に知り得た個人情報は、必要最低限の人だけが持つようにし、紛失・盗難などのないよう管理しましょう。
- ② 対象者の状況について情報交換する場合は、見守りするうえで必要な情報のみのやり取りにとどめ、ほかに漏らさないようにしましょう。
- ③ 基本的には本人や家族に同意を得た上で活動を行いましょう。（そうすることで、その都度了解（同意）を得なくても情報共有・交換をすることができます。）
訪問などを拒否する方についても見守りが必要と判断される場合には、外からのチェックなど自然な形で見守りましょう。

◎プライバシーと個人情報保護法

封書の表面のあて名や発信者の情報が個人情報であり、封書の中身がプライバシー情報と考えるとわかりやすいと言われています。

個人情報を保護することはプライバシーを保護することに通じますが、プライバシーと個人情報保護法で定める個人情報は異なります。

●プライバシーとは？

プライバシーの範囲は、本人にしか測れないものです。例えば、『個人の私生活に関する情報や一般の人に知られていない情報』、『一般人の感受性を基準にして、通常公開を欲しない情報』です。

具体的には

私生活の自由、思想、信条、感情の自由などを指します。また、行動監視、会話の盗み聞き、私物の干渉など幅広いものです。

例えば、①年収、資産納税額などの財産管理、②家庭の状況、③支持政党や宗教などの主義主張、④病歴や身体の障害などの状況、⑤学歴・職歴、⑥公的扶助などの受給歴、⑦結婚・離婚歴、⑧刑法、民法違反歴 など

●個人情報保護法とは？

「個人情報保護法」は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、この法律の対象は、5,000人以上の個人情報を有する民間の事業者です。個人情報取扱事業者は、いくつかの事由（※明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生の時、あるいはその恐れがあると判断されるときは、生命や身体の安全を守ることが優先されるなど）を除いては、あらかじめ本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

町内との関係は？

各町内は 5,000 人以下であり、個人情報保護法の義務規定は適用されませんが、地域住民や対象者との信頼関係を築くためにも、個人情報を適切に取り扱い、そのことを住民へ伝えていくことが大切です。

◎大事なこと

- ◆活動上、知り得た個人の秘密はみだりに口外してはいけません。噂となって広がれば信頼関係はたちまち崩れ、その人を深く傷つけてしまいます。
- ◆個人の秘密が記載された書類の保管には細心の注意を払いましょう。
- ◆一方で活動には、個人に関する情報の収集、活動者間の情報の共有は不可欠です。プライバシー・個人情報保護を過度に前面に出しすぎると支援を必要とする人自身に取り返しのつかない不利益をもたらしたり、円滑な活動を損ねてしまいます。
- ◆プライバシー・個人情報保護か地域福祉活動かの二者択一ではなく、プライバシー・個人情報を取り扱うためのルールを確認し、定期的な話し合いの機会を設け、福祉委員活動・ご近所福祉ネットワーク活動ができるように対象者の情報などを考慮し、調整をとっていくことが必要です。



メモ帳

鯖江市社会福祉協議会福祉委員設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が設置する福祉委員に関し必要な事項を定め、福祉委員活動を円滑に推進することによって小地域福祉ネットワーク形成等を促進し、地域福祉・在宅福祉の充実を図ることを目的とする。

(委 嘱)

第2条 福祉委員は、区長の推薦を得て市社協会長及び地区社協会長の連名により委嘱する。

(組 織)

第3条 福祉委員は、原則として1町内会に1人以上若しくは概ね100世帯に1人の割合を目安に設置するものとする。

2 福祉委員は、地区社会福祉協議会に所属する。

(活 動)

第4条 福祉委員は、地区社会福祉協議会役員、民生委員等と連携を図りながら、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 福祉ニーズの発見と連絡
- (2) 地域住民の福祉意識の啓発と福祉情報の提供
- (3) 小地域での見守り・助け合い活動の推進（小地域福祉ネットワーク活動）
- (4) 地区社協及び市社協活動への協力
- (5) 関係機関が実施する福祉・保健事業への協力
- (6) その他、地域福祉の推進のために必要な活動

(任 期)

第5条 福祉委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充によって就任した福祉委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 福祉委員は、正当な理由がなく、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。福祉委員でなくなった後においても、同様とする。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、鯖江市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

平成27年3月24日一部改正

困った時の連絡先 関係機関など

名 称	電話番号	こんな時に
鯖江市役所 社会福祉課	53-2264	どこに相談したら 良いかわからない 時の丸ごと相談先
鯖江市社会福祉協議会	51-0091	
市地域包括支援センター (市長寿福祉課)	53-2265	高齢者の総合相談 介護保険・福祉サービス
鯖江地区 地域包括支援サブセンター	51-0112	高齢者の介護相談 担当 鯖江・新横江
神明地区(神明) 地域包括支援サブセンター	51-2840	高齢者の介護相談 担当 神明
西地区(立待・吉川・豊) 地域包括支援サブセンター	53-2776	高齢者の介護相談 担当 立待・豊・吉川
東地区(中河・片上・北中山・河和田) 地域包括支援サブセンター	54-0513	高齢者の介護相談 担当 中河・片上 北中山・河和田
市自立相談支援センター	25-3000	低所得者・ 生活困窮相談
市子育て支援課	53-2224	子ども、子育て相談
市健康づくり課	52-1138	予防接種・健康相談
警察	110	緊急時の連絡
消防・救急	119	

【編集・発行】

令和3年4月

社会福祉法人 **鯖江市社会福祉協議会**

〒916-0022 鯖江市水落町2-30-1
アイアイ鯖江・健康福祉センター内
TEL 0778-51-0091
FAX 0778-51-8079